

自動車運転者を使用する事業場に対する 令和6年の監督指導、送検等の状況について

愛知労働局（局長 こばやし ようこ 小林 洋子）では、県内の 14 労働基準監督署（支署）が令和 6 年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導、送検等の状況について以下のとおり取りまとめました。

愛知労働局では、自動車運転者を使用する事業場に対し、監督指導を実施するなどにより、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいくとともに、令和 6 年 4 月 1 日の自動車運転者の時間外労働の上限規制の適用を踏まえ、労働基準関係法令の周知・啓発に努めることとしています。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなどの重大・悪質な事案については、送検を行うなど厳正に対応していきます。

令和6年の監督指導・送検の概要

（別紙1） 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況（令和6年）

（別紙2） 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の改正概要

■ 監督指導を実施した事業場：218 事業場

うち、労働基準関係法令違反が認められたもの：176 事業場（80.7%）

改善基準告示違反が認められたもの：125 事業場（57.3%）

■ 主な労働基準関係法令違反事項 ①労働時間：105 事業場（48.2%）

②割増賃金の支払：45 事業場（20.6%）

■ 主な改善基準告示違反事項 ①1日の最大拘束時間：95 事業場（43.6%）

②1ヶ月の総拘束時間：64 事業場（29.4%）

③休息期間：68 事業場（31.2%）

■ 重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したもの：2 件

1 監督指導状況

(1) 業種ごとの監督指導実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

※表中の()内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

事項 業種	監督実施 事業場数	労働基準関係 法令違反事業 場数	主な違反事項		
			労働時間	割増賃金	時間把握
トラック	197	157 (79.7%)	96 (48.7%)	39 (19.8%)	14 (7.1%)
バス	3	3 (100%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー	12	10 (83.3%)	4 (33.3%)	1 (8.3%)	1 (8.3%)
その他	6	6 (100%)	4 (66.7%)	4 (66.7%)	0 (0.0%)
合計	218	176 (80.7%)	105 (48.2%)	45 (20.6%)	15 (6.9%)

(注1) 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）。以下同じ。

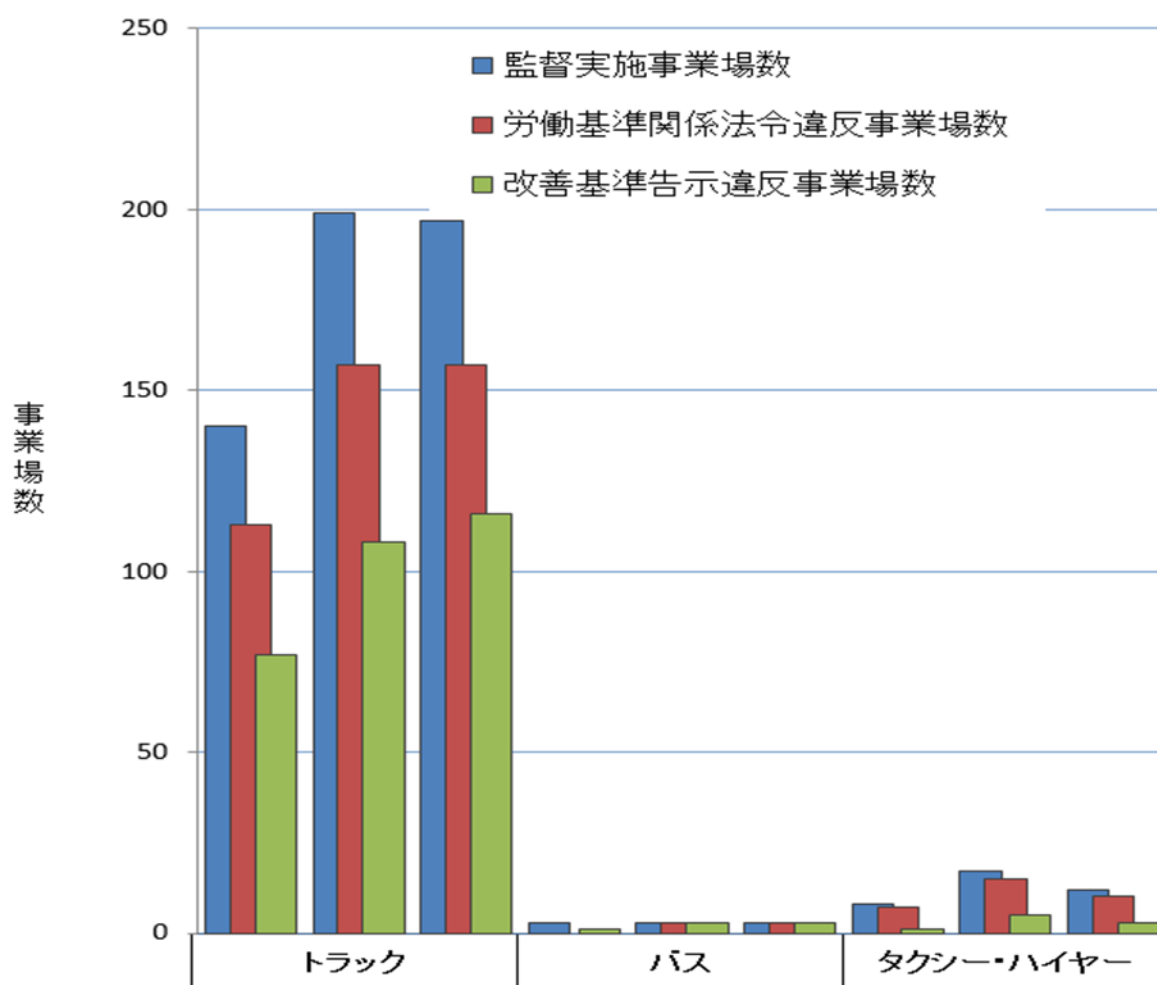
(注2) 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

(2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び違反事項は、次のとおりであった。

事項 業種	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
			総拘束 時間	最大拘束 時間	休息期間	最大運転 時間	連続運転 時間
トラック	197	116 (58.9%)	60 (30.5%)	88 (44.7%)	66 (33.5%)	31 (15.7%)	41 (20.8%)
バス	3	3 (100%)	2 (66.7%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	2 (66.7%)
ハイヤー・ タクシー	12	3 (25.0%)	1 (8.3%)	3 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	6	3 (50.0%)	1 (16.7%)	2 (33.3%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)
合計	218	125 (57.3%)	64 (29.4%)	95 (43.6%)	68 (31.2%)	32 (14.7%)	44 (20.2%)

(注) 総拘束時間：1か月又は1週当たりの拘束時間、最大拘束時間：1日当たりの拘束時間、休息期間：勤務と次の勤務の間の時間、最大運転時間：1日及び1週間当たりの運転時間、連続運転時間：1回当たりの運転時間（詳細は別紙2参照）

- (3) 令和4年から令和6年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数及び改善基準告示違反事業場数は、次のとおりであった。



	トラック			バス			タクシー・ハイヤー		
	令和4年	令和5年	令和6年	令和4年	令和5年	令和6年	令和4年	令和5年	令和6年
監督実施事業場数	140	199	197	3	3	3	8	17	12
労働基準関係法令違反事業場数	113	157	157	0	3	3	7	15	10
改善基準告示違反事業場数	77	108	116	1	3	3	1	5	3

2 送検状況

- (1) 令和4年から令和6年までの3年間において、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、送検した件数は、次のとおりである。

業種 \ 年	令和4年	令和5年	令和6年
トラック	4	1	2
バス	0	0	0
ハイヤー・タクシー	1	1	0
その他	0	0	0
合計	5	2	2

【令和6年の送検内訳】 労働時間…2件、賃金不払…0件、安全関係…0件

3 国土交通省との連携

- (1) 地方運輸機関との相互通報

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、それぞれの監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

【相互通報制度の実施状況（過去3年間）】

事項 \ 年	令和4年	令和5年	令和6年
労働基準監督機関から通報した件数	23	26	23
労働基準監督機関が通報を受けた件数	40	53	25

- (2) 地方運輸機関との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

【合同監督・監査の実施状況（過去3年間）】

業種 \ 年	令和4年	令和5年	令和6年
トラック	3	3	3
バス	0	0	0
ハイヤー・タクシー	0	0	0
合計	3	3	3

令和
6年4月～
適用

トラック運転者の

改善基準告示が 改正されています！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されています

1年の拘束時間

改正前(年換算)
3,516時間

改正後
原則:**3,300時間**
最大:**3,400時間**

1か月の拘束時間

改正前(月換算)
原則:**293時間**
最大:**320時間**

改正後
原則:**284時間**
最大:**310時間**

1日の休息期間

改正前
継続**8時間**

改正後
継続**11時間**を
基本とし、継続**9時間**

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されています

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

● 詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省 改善基準告示 [検索](#)

詳しくは
裏面へ

➔



トラック運転者の「改善基準告示」



令和6年4月から適用されています。

1年、1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内	【例外】 労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり) 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内(年6か月まで) ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安) 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、16時間まで延長可(週2回まで) ※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所外以外の場所におけるものである場合	
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える	
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない 【例外】 SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可	
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる ^(※2,3) 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える ※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。	
特例	分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合) ・分割休息は1回3時間以上 ・休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ・3分割が連続しないよう努める ・一定期間(1か月程度)における全勤務回数(2分の1)が限度	
	2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 【例外】 設備(車両内ベッド)が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・拘束時間を24時間まで延長可(ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要) ・さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可 ※4：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること	
	隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合) 2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】 仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない	
	フェリー ・フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない) ・フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される	
	休日労働 休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	



令和
6年4月～
適用

バス運転者の

事業主の皆さん
ご注意ください

改善基準告示が 改正されています！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されています



1年の拘束時間

改正前(年換算)

原則: **3,380**時間

最大: **3,484**時間

改正後

原則: **3,300**時間

最大: **3,400**時間

1か月の拘束時間

改正前(月換算)

原則: **281**時間

最大: **309**時間

改正後

原則: **281**時間

最大: **294**時間

1日の休息期間

改正前

継続**8**時間

改正後

継続**11**時間を
基本とし、継続**9**時間

※4週平均1週の拘束時間は裏面参照

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されています



● 詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省 改善基準告示

検索



詳しくは
裏面へ



バス運転者の「改善基準告示」



令和6年4月から適用されています。

1か月(1年)、4週平均1週(52週)の拘束時間	①②のいずれかを選択 ①1か月(1年)の基準 1年：3,300時間以内 1か月：281時間以内 【例外(貸切バス等乗務者^(注1)の場合)】 労使協定により、次のとおり延長可 1年：3,400時間以内 1か月：294時間以内(年6か月まで) 281時間超は連続4か月まで ※1：貸切バス乗務者、集合バス乗務者(一時的需要に応じて運行されるもの)、高速バス乗務者等
	②4週平均1週(52週)の基準 52週：3,300時間以内 4週平均1週：65時間以内 【例外(貸切バス等乗務者^(注1)の場合)】 労使協定により、次のとおり延長可 52週：3,400時間以内 4週平均1週：68時間以内(52週のうち24週まで) 65時間超は連続16週まで
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週3回までが目安)
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない
運転時間	2日平均1日：9時間以内 4週平均1週：40時間以内 【例外(貸切バス等乗務者^(注1)の場合)】 労使協定により、4週平均1週44時間まで延長可(52週のうち16週まで)
連続運転時間	4時間以内(運転の中断は1回連続10分以上、合計30分以上) 高速バス・貸切バスの高速道路の実車運行区間の連続運転時間は、おおむね2時間までとするよう努める 【例外】緊急通行車両の通行等に伴う軽微な移動の時間を、30分まで連続運転時間から除くことができる
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる ^(注2、3) 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える ※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。
特例	分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合) ・分割休息は1回4時間以上 休息期間の合計は11時間以上 ・2分割のみ(3分割以上は不可) 一定期間(1か月)における全勤務回数の2分の1が限度
	2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) ※4の要件を満たす場合、拘束時間を19時間まで延長し、休息期間を5時間まで短縮可 ※4：身体を伸ばして休息できるリクライニング方式のバス運転者の専用座席が1席以上あること
	【例外】①②のいずれかの場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 ① 車両内ベッドが設けられている場合 ② ※4を満たし、カーテン等で他の乗客からの視線を遮断する措置を講じている場合
	隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合) 2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】 仮眠施設で夜間に4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない
	フェリー ・フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの時間の2分の1を下回ってはならない) ・フェリー乗船時間が9時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない

(注1)改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。
 (注2)本告示は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示のほか、改正労働時間(令和4年基準1223第3号)の内容を含めて作成したもので、令和6年4月1日から適用されています。



令和6年4月～適用

タクシー・ハイヤー運転者の

改善基準告示が改正されています！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されています

事業者の皆さん、存じですか？

日勤の1か月の拘束時間

改正前(月換算)
299時間

改正後
288時間

日勤の1日の休息期間

改正前
継続**8時間**

改正後
継続**11時間**を
基本とし、継続**9時間**

※隔勤については裏面を参照

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されています



タクシー・ハイヤー運転者の 「改善基準告示」



令和6年4月から適用されています。

日勤	1か月の拘束時間	288時間以内
	1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週3回までが目安)
	1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない
隔勤	1か月の拘束時間	262時間以内 ^(※1) ※1: 地域的その他特別な事情がある場合、労使協定により270時間まで延長可(年6か月まで)
	2暦日の拘束時間	22時間以内、かつ、2回の隔日勤務を平均し1回あたり21時間以内
	2暦日の休息期間	継続24時間以上与えるよう努めることを基本とし、22時間を下回らない
車庫待ち等の自動車運転者 ^(※2)	日勤	1か月の拘束時間: 288時間以内(労使協定により1か月300時間まで延長可) 1日の拘束時間: 以下の要件を満たす場合、1日24時間まで延長可 - 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与える 1日16時間超が1か月について7回以内 - 夜間4時間以上の仮眠時間を与える(18時間超の場合) ※2: 車庫待ち等の自動車運転者とは、次の要件を満たす者をいう。 - 事業場が人口30万人以上の都市に所在していないこと - 勤務時間のほとんどについて「流し営業」を行っていないこと - 夜間に4時間以上の仮眠時間が確保される実態であること - 原則として、事業場内における休憩が確保される実態であること
	隔勤	1か月の拘束時間: 262時間以内(労使協定により1か月270時間まで延長可) (さらに、※3の要件を満たす場合、10時間を加えた時間まで延長可) 2暦日の拘束時間: ※3の要件を満たす場合、24時間まで延長可 ※3: ・2暦日22時間超及び2回の隔日勤務の平均が21時間超の回数が1か月について7回以内 夜間4時間以上の仮眠時間を与える
予期し得ない事象		予期し得ない事象への対応時間を、1日と2暦日の拘束時間から除くことができる^(※4、5) 勤務終了後、休息期間(1日勤務:継続11時間以上、2暦日勤務:継続24時間以上)が必要 ※4: 予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 - 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと - 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと - 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと - 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※5: 運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。
休日労働		休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない
累進歩合制度		累進歩合制度は廃止する (長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されるため)
ハイヤー		- 労使当事者は、36協定の締結にあたり、以下の事項を遵守すること → 時間外労働時間は、1か月45時間、1年360時間まで → 臨時的特別な事情で限度時間を超えて労働させる場合にも、1年960時間まで ・36協定において、時間外・休日労働時間数をできる限り短くするよう努めること ・疲労回復を図るために必要な睡眠時間を確保できるよう、勤務終了後に一定の休息期間を与えること

(※1)改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。
(※2)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示の通知、改正通知(令和4年基発1223第3号)の内容を含めて作成したもの、令和6年4月1日から適用されています。